じん肺健康管理状況

1. じん肺健康診断結果(在職者のみ)

	適用事業場数	粉じん作業従事 労働者数	じん肺健康診断 実施事業場数	じん肺健康診断 受診労働者数	新規有所見者数
平成 19 年	42,663	419,456	19,255	224,651	264
平成 20 年	43,183	456,936	19,842	244,993	244
平成 21 年	42,371	415,228	18,237	213,784	233
平成 22 年	43,438	480,017	20,826	243,636	260
平成 23 年	42,258	454,265	19,441	234,477	174
平成 24 年	42,961	471,797	20,350	235,923	186
平成 25 年	43,489	492,788	20,430	243,740	227
平成 26 年	44,553	515,015	21,622	251,730	107
平成 27 年	45,659	515,187	21,967	249,759	106
平成 28 年	46,490	555,060	22,525	269,763	122

	管理区分	管理1	管理 1 管理 2	管理3			管理4	有所見者の	合併症
	決定件数	百年1	11年4	イ	口	合計	官埋4	合計	り患件数
平成	5,675	411	4,637	387	233	620	7	5,264	7
19年			(88.1)	(7.4)	(4.4)	(11.8)	(0.1)	(100.0)	
平成	5,200	448	4,146	379	213	592	14	4,752	4
20年			(87.2)	(8.0)	(4.5)	(12.5)	(0.3)	(100.0)	
平成	4,761	306	3,951	303	191	494	10	4,455	4
21年			(88.7)	(6.8)	(4.3)	(11.1)	(0.2)	(100)	
平成	4,221	306	3,445	285	174	459	11	3,915	9
22 年			(88.0)	(7.3)	(4.4)	(11.7)	(0.3)	(100)	
平成	3,472	237	2,843	233	145	378	14	3,235	6
23年			(87.9)	(7.2)	(4.5)	(11.7)	(0.4)	(100)	
平成	3,237	272	2,633	197	127	324	8	2,965	7
24 年			(88.8)	(6.6)	(4.3)	(10.9)	(0.3)	(100)	
平成	2,819	326	2,186	179	116	295	12	2,493	5
25 年			(87.7)	(7.2)	(4.7)	(11.8)	(0.5)	(100.0)	
平成	2,527	302	1,967	150	96	246	12	2,225	1
26年			(88.4)	(6.8)	(4.3)	(11.1)	(0.5)	(100.0)	
平成	2,174	239	1,691	136	93	229	15	1,935	3
27年			(87.4)	(7.0)	(4.8)	(11.8)	(0.8)	(100.0)	
平成	2,036	229	1,573	123	98	221	13	1,807	2
28年			(87.1)	(6.8)	(5.4)	(12.2)	(0.7)	(100.0)	

注1 ()内は、有所見者の合計に対する割合(%)を示す。

注2 適用事業場数、粉じん作業従事労働者数、じん肺健康診断実施事業者数、じん肺健康診断受診労働者数は、

じん肺法施行規則第37条に基づく事業者からの報告の集計結果である。

注3 管理区分決定件数は、都道府県労働局からの報告の集計結果である。

2. 随時申請に係るじん肺管理区分決定状況

	管理区分	管理1	管理2		管理3		管理4	有所見者の	合併症
	決定件数	百座1	官垤乙	イ	口	合計	日生生	合計	り患件数
平成	2,694	918	1,001	275	281	556	219	1,776	407
19年			(56.4)	(15.5)	(15.8)	(31.3)	(12.3)	(100.0)	
平成	2,346	751	911	256	245	501	183	1,595	386
20年			(57.1)	(16.1)	(15.4)	(31.4)	(11.5)	(100.0)	
平成	2,160	695	805	217	249	466	194	1,465	323
21年			(55.0)	(14.8)	(17.0)	(31.8)	(13.2)	(100.0)	
平成	1,900	649	670	172	207	379	202	1,251	294
22年			(53.6)	(13.7)	(16.5)	(30.3)	(16.1)	(100.0)	
平成	1,627	551	570	148	167	315	191	1,076	228
23年			(53.0)	(13.8)	(15.5)	(29.3)	(17.8)	(100.0)	
平成	1,513	551	557	129	137	266	139	962	207
24年			(57.9)	(13.4)	(14.2)	(27.7)	(14.4)	(100.0)	
平成	1,355	485	480	108	126	234	156	870	161
25 年			(55.2)	(12.4)	(14.5)	(26.9)	(17.9)	(100.0)	
平成	1,116	370	394	93	119	212	140	746	110
26年			(52.8)	(12.5)	(15.9)	(28.4)	(18.8)	(100.0)	
平成	1,027	366	384	71	86	157	120	661	113
27年			(58.1)	(10.7)	(13.0)	(23.7)	(18.2)	(100.0)	
平成	913	327	325	69	81	150	111	586	84
28年			(55.5)	(11.8)	(13.8)	(25.6)	(18.9)	(100.0)	

注1 ()内は、有所見者の合計に対する割合(%)を示す。

3. 合併症り患者数(在職者のみ)

	第1号 (肺結 核)	第2号(結 核性胸膜 炎)	第3号(続 発性気管 支炎)	第 4 号(続発性 気管支拡張症)	第5号(続発性 気胸)	第6号(原発性 肺がん)	合計
平成 19 年	0	0	1	0	1	5	7
平成 20 年	0	0	3	1	0	0	4
平成 21 年	0	0	1	1	1	1	4
平成 22 年	1	0	6	1	0	1	9
平成 23 年	0	0	2	2	0	2	6
平成 24 年	1	0	3	0	1	2	7
平成 25 年	0	0	4	0	1	0	5
平成 26 年	0	0	1	0	0	0	1
平成 27 年	2	0	1	0	0	0	3
平成 28 年	0	0	1	0	0	1	2

注: 「合併症り患者数」は、じん肺法第 12 条に基づき都道府県労働局あてじん肺管理区分決定申請があったもので当該年にじん肺管理区分決 定があったもののうち合併症にかかっているとされた人数である。

注2 管理区分決定件数は、都道府県労働局からの報告の集計結果である。

4. 随時申請に係る合併症り患者数

	第1号 (肺 結核)	第2号(結核性胸膜炎)	第3号(続発性気管支炎)	第4号(続発性 気管支拡張症)	第5号(続 発性気胸)	第6号 (原発 性肺がん)	合計
平成 19 年	10	6	335	4	21	47	423
平成 20 年	8	4	321	6	18	49	406
平成 21 年	15	3	267	2	9	36	332
平成 22 年	12	1	242	2	13	41	311
平成 23 年	2	1	183	2	18	24	230
平成 24 年	10	2	169	2	9	20	212
平成 25 年	4	0	123	2	10	21	160
平成 26 年	1	0	89	1	2	18	111
平成 27 年	1	1	82	2	8	19	113
平成 28 年	1	0	66	2	4	13	86

注:「随時申請に係る合併症り患者数」はじん肺法第 15 条及び 16 条に基づき都道府県労働局あてじん肺管理区分決定申請があったもので当該年に じん肺管理区分決定があったもののうち合併症にかかっているとされた人数である。